

第23期 第30回

# 定例農業委員会総会

## 議 事 録

令和元年12月26日

伊予市農業委員会

# 第 23 期

## 第 3 0 回定例農業委員会総会議事録

令和元年 12 月 26 (木) 午後 2 時から、IYO 夢みらい館において第 3 0 回定例農業委員会総会を開催する。

出席者

農業委員 17 名

農地利用最適化推進委員 11 名

事務局 局長

次長

係長

係長

### 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案第 106 号 農地法第 3 条の規定に基づく許可申請について 7 件

議案第 107 号 農地法第 5 条の規定に基づく許可申請について 2 件

議案第 108 号 農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議について 1 件

第 3 報告第 81 号 農地法第 5 条の規程に基づく届出について 3 件

報告第 82 号 農地法第 18 条の規程に基づく解約通知について 2 件

報告第 83 号 農地の使用貸借解約通知について 2 件

事務局

それでは皆様ご起立をお願い致します。只今より令和元年度第30回12月の伊予市農業委員会総会を開催いたします。

<一同、礼>

御着席下さい。

開会にあたりまして会長より開会挨拶並びに開会宣言を申し上げます。

～会長挨拶～

## 議 事

### 第 1

#### ■議事録署名委員の指名

議長（会長）

議事に入ります前に議事録署名人の指名をしたいと思います。

議席番号8番 ○○ ○○ 委員、9番 ○○ ○○ 委員の両名をお願い致します。

### 第 2

#### ■議案第106号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案第106号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり農業委員会の承認を求める。

番号1につきまして事務局より説明をお願いします。

事務局

#### 1番

譲渡人	松前町	○○	○○
譲受人	上野	○○	○○
申請地	上野	田	外3筆
申請理由	(譲渡人) 農業従事・農地管理困難 (譲受人) 新規就農		
権利の種類等	売買による所有権移転		
譲受人の作付予定作物	米		
主な農機具の導入予定	トラクター、農作業用自動車、田植機、コンバイン、乾燥機		
労働力	常時3人		

周辺農業経営への影響 特に支障なし

なお、農地法第3条第2項各号に規定する農地の権利移動の制限に関する事項

第1号 効率的に営農すると認められない場合

第2号 農地所有適格法人以外の法人が取得しようとする場合

第3号 信託の引き受けにより取得しようとする場合

第4号 農作業に常時従事すると認められない場合

第5号 耕作面積が取得面積を含めて30アールに満たない場合

第6号 また貸しするおそれがある場合

第7号 周辺の営農に支障を生ずるおそれがあると認められる場合

いずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

以上です。

議長

番号1につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

所有者の〇〇さんが亡くなり、相続した〇〇さんは嫁いでいるので、売却したいとのことで、譲受人の〇〇さんが、推進委員の〇〇さんの指導のもと、意欲をもって、就農されるとのことです。今後も増反していくとのことです。以上です。

議長

それではここで本人さんに来ていただいていますので、今後の営農計画の説明をお願い致します。

<新規就農者入室>

議長

それでは、今後の営農計画等についてご本人さんから発表をお願いします。

〇〇さん

農業就農の動機としては、所有者である〇〇さんが亡くなって、その〇〇は田をしていたのですが、地域の方から農業をやってみないかということで、それまではまったく農業のことを思っていなかったのですが、時間が経つにつれ、改めて農業についてやってみようという気持ちが芽生えました。農機具とか今はないのですが、地域の委員さんに協力していただくとのことで、今回に至りました。

〇〇委員

今のところ米だけということですか。

〇〇さん

田は〇〇反、畑は住居の隣ですので、畑には花や野菜をやっていきたいと思います。  
まずは、農家の知り合いの方々に指導を仰いでいきたいと思います。

〇〇委員

いろんなことに挑戦して頑張ってください。

<新規就農者退室>

議長

番号1につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。  
番号1につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号1につきまして原案のとおり承認いたします。

議長

2, 3番につきまして関連がありますので事務局の一括説明をお願いします

<〇〇推進委員、〇〇推進委員退室>

事務局

番号2、3につきまして、委員による議事参与の制限により、該当する委員である〇〇推進委員、〇〇推進委員は一時退室をお願いしました。

事務局

**2番**

譲渡人	松前町	〇〇	〇〇
譲受人	上野	〇〇	〇〇
申請地	上三谷	田	外3筆

譲受人の耕作面積	〇〇㎡
申請理由	(譲渡人) 農業従事・農地管理困難 (譲受人) 経営規模拡大
権利の種類	売買による所有権移転
譲受人の作付作物	米
主な農機具の保有状況	トラクター・田植機・コンバイン・乾燥機・農作業自動車
労働力	常時1人
周辺農業経営への影響	特に支障なし

続いて、

### 3番

譲渡人	松山市	〇〇	〇〇
譲受人	上三谷	〇〇	〇〇
申請地	上野	田	外1筆
譲受人の耕作面積	〇〇㎡		
申請理由	(譲渡人) 農業従事・農地管理困難 (譲受人) 経営規模拡大		
権利の種類	売買による所有権移転		
譲受人の作付作物	米・バラ・不知火・甘平		
主な農機具の保有状況	トラクター・田植機・コンバイン・乾燥機・農作業自動車 灌漑ポンプ・動噴		
労働力	常時4人		
周辺農業経営への影響	特に支障なし		

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。  
以上です。

議長

番号2、3につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

番号2については、所有者の〇〇さんが亡くなったため〇〇さんが妹さんになり、相続した農地です。この田は推進委員の〇〇さんが以前から借りていましたので、この話がまとまり、引き続き〇〇さんが耕作するということです。

番号3については、妹さんである〇〇さんが相続したので、売却したいということです。推進委員の〇〇さんのミカン畑が近くにあり、〇〇さんの息子さんが農業後継者で

水田をするということで話がまとまりました。よろしく申し上げます。

議長

番号2、3につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号2、3につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号2、3につきまして原案のとおり承認いたします。

<〇〇推進委員、〇〇推進委員入室>

議長

続きまして、番号4につきまして事務局の説明をお願いします。

#### 4番

譲渡人	大平	〇〇	〇〇
譲受人	大平	〇〇	〇〇
申請地	大平	田	
譲受人の耕作面積	〇〇	m <sup>2</sup>	
申請理由	(譲渡人)	農業従事・農地管理困難	
	(譲受人)	経営規模拡大	
権利の種類	売買による	所有権移転	
譲受人の作付作物	米・野菜		
主な農機具の保有状況	トラクター・田植機・コンバイン・農作業自動車		
労働力	常時	4人	
周辺農業経営への影響	特に	支障なし	

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

以上です。

議長

番号4につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

申請地は譲受人の〇〇さんの農地に囲まれた〇〇㎡の小さな農地になるので、持ち主の〇〇さんが譲渡しても構わないということで、今回の議案にあがりました。支障はないと思いますのでご審議をお願いします。

議長

番号4につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号4につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号4につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号5につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

### 5番

譲渡人	香川県	〇〇	〇〇
譲受人	下三谷	〇〇	〇〇
申請地	下三谷	田	外1筆
譲受人の耕作面積	〇〇㎡		
申請理由	(譲渡人)	農業従事・農地管理困難	
	(譲受人)	経営規模拡大	
権利の種類	売買による所有権移転		
譲受人の作付作物	米		
主な農機具の保有状況	トラクター・田植機・コンバイン・農作業用自動車		
労働力	常時1人		
周辺農業経営への影響	特に支障なし		

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

以上です。

議長

番号5につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇推進委員

譲渡人の〇〇さんは香川県ということで管理が難しいということです。譲受人の〇〇さんは〇〇ということで、〇〇間で話がまとまったということです。ご審議の程よろしくをお願いします。

議長

番号5につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。  
番号5につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号5につきまして原案のとおり承認いたします。  
続きまして、番号6につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

**6番**

譲渡人	米湊	〇〇	〇〇
譲受人	下三谷	〇〇	〇〇
申請地	下三谷	田	外1筆
譲受人の耕作面積	〇〇	m <sup>2</sup>	
申請理由	(譲渡人)	農業従事・農地管理困難	
	(譲受人)	経営規模拡大	
権利の種類	売買による	所有権移転	
譲受人の作付作物	米		
主な農機具の保有状況	トラクター・田植機・コンバイン・農作業用自動車		
労働力	常時	2人	
周辺農業経営への影響	特に支障なし		

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。  
以上です。

議長

番号6につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇推進委員

譲渡人の〇〇さんは高齢のため農作業の従事が難しくなったため、譲受人の〇〇さんに相談したところ話がまとまったとのこと。〇〇さんは地元でも特に熱心な農家なので、問題はないと思います。よろしくお願いします。

議長

番号6につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号6につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号6につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、番号7につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

7番

譲渡人	松山市	〇〇	〇〇
譲受人	松山市	〇〇	〇〇
申請地	中山町中山	畑	
譲受人の耕作面積	〇〇m <sup>2</sup>		
申請理由	(譲渡人)	農地管理困難	
	(譲受人)	経営規模拡大	
権利の種類	売買による所有権移転		
譲受人の作付作物	ヘイワード・愛媛果試28号		
主な農機具の保有状況	トラクター・農作業用自動車		
労働力	常時3人		
周辺農業経営への影響	特に支障なし		

なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

以上です。

議長

番号7につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

譲渡人の〇〇さんのお母さんが管理をしていましたが高齢のため管理ができなくなったことと、〇〇さんも松山市在住のため管理が難しいということです。

譲受人の〇〇さんの実家のすぐ隣にあるということで、管理をしてもらえないかということで話がまとまったということです。よろしくお願いします。

議長

番号7につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号7につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号7につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、3ページをお開きください。

## ■議案第107号 農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について

議長

議案第107号 「農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について」、次のとおり愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める。

番号1につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

### 1番

貸渡人	双海町上灘	〇〇	〇〇
	松山市	〇〇	〇〇
借受人	双海町上灘	〇〇	〇〇工事
		〇〇	〇〇工事事務所
		所長	〇〇 〇〇
申請地	双海町上灘	畑	外1筆
転用目的	工事中仮設架橋（一時転用）		
権利の種類等	賃貸借権		

申請人である法人は、〇〇株式会社と株式会社〇〇の共同企業体であり、共同企業体はジョイント・ベンチャーとして〇〇株式会社から工事中仮設架橋の工事を受注し、令

和〇〇年〇〇月〇〇日までの工期で工事を行っています。松山自動車道の4車線化工事に伴い、高速道路を作るにあたり、その横に高速道路とは別に同じ高さの作業道橋の設置が必要になり今回一時転用ということで農地の一部を借受ける話がまとまり、転用申請に至ったものであります。今後は、橋を延長する予定であり、農地・山林を含めた土地所有者と話しがまとまり次第、次の一時転用の申請を行うということです。すべての工事が終わり、4車線化工事が完了すると橋は撤去され、農地へ復元される予定です。

申請地は、双海町上灘の〇〇集落付近の松山自動車道の西側に位置し、10ha未満の農地の広がりがない第2種農地と判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが見込まれ、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないと認められます。以上です。

議長

番号1につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

〇〇委員

高速道路の4車線変更に係る橋の工事のための仮設橋の申請があったわけですが、問題はありませぬのでよろしくをお願いします。

議長

番号1につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号1号につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

議長

番号1につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして番号2につきまして事務局の説明をお願いします。

事務局

## 2番

貸渡人	双海町上灘	〇〇	〇〇
	中山町出渕	〇〇	〇〇
借受人	双海町上灘	〇〇株式会社	
		〇〇	〇〇
申請地	双海町上灘	畑	外2筆
転用目的	工事用道路	(一時転用)	

## 権利の種類等 賃貸借権

申請人である法人は、〇〇株式会社から松山自動車道東峰の道路建設工事を受注し、令和〇〇年〇〇月〇〇日までの工期で工事を行っています。工事現場及び現場周辺は道路が狭く、資材搬入にも支障があるため、工事用道路が必要になり一時転用で申請に至ったものであります。

申請地は、双海町上灘の〇〇集落付近の松山自動車道の西側に位置し、10ha未満の農地の広がりがない第2種農地と判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが見込まれ、周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれがないと認められます。

以上です。

### 議長

番号2につきまして地元委員さんの補足説明をお願いいたします。

### 松永委員

農道がありますが、これが狭いために工事をするためには大きな車が通るには道路の拡張が必要ということで、申請があがりました。よろしく申し上げます。

### 議長

番号2につきましてご質疑、ご意見はございませんでしょうか。

番号2号につきましてご承認いただけますでしょうか。

(承認)

### 議長

番号2につきまして原案のとおり承認いたします。

続きまして、別紙追加議案をお開きください。

## ■議案第108号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ」について

### 議長

議案第108号「農業委員会の法令遵守の申し合わせ」について、次のとおり農業委員会の決議を求める。

事務局の説明をお願いします。

事務局

別紙議案第108号をご覧ください。

皆様に資料1としてお配りしています、全国各地での農業委員会委員の逮捕等に併せて、先月の11月28日に開催された、令和元年度全国農業委員会会長代表者集会において、「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」を決議し、改めて、農業委員会組織として綱紀粛正の徹底を図っていくことを確認しました。それに併せて各農業委員会においても綱紀粛正の徹底を依頼され、綱紀保持の観点から、次年度以降においても年1回以上の法令遵守に対する取り組みの実施を求められています。

ただいまから、農業委員会の法令遵守の申し合わせ事項を読み上げさせていただきますので、申し合わせについて、決議していただき、今後の法令遵守に対するご理解、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

では、申し合わせ事項を読み上げます。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令順守を徹底するため、下記事項についてここに申し合わせ、決議する。

1. 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。
2. 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和元年12月26日 伊予市農業委員会

議長

議案108号につきまして全員のご承認をいただきたいと思います。

(承認)

続きまして、報告事項に移ります、4ページをお開きください。

## ■報告第81号 農地法第5条第1項の規定に基づく届出について

議長

報告第81号「農地法第5条第1項の規定に基づく届出」、を受理したので、次のとおり報告いたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局

### 1番

譲渡人	米湊	〇〇	〇〇
譲受人	米湊	株式会社	〇〇
届出地	米湊	田	外1筆
転用目的	分譲宅地		
権利の種類等	所有権移転		

### 2番

譲渡人	米湊	〇〇	〇〇
譲受人	米湊	株式会社	〇〇
届出地	米湊	田	外1筆
転用目的	個人住宅		
権利の種類等	所有権移転		

### 3番

譲渡人	米湊	〇〇	〇〇
譲受人	米湊	株式会社	〇〇
届出地	米湊	田	外1筆
転用目的	分譲宅地		
権利の種類等	所有権移転		

以上です。

議長

報告第81号についてご質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

報告事項ですので、続きまして5ページをお開きください。

**■報告第82号 農地法第18条第6項の規定に基づく解約通知書について**

議長

報告第82号「農地法第18条第6項の規定に基づく解約通知書」を受理したので、次のとおり報告いたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

今回2件の届出がありました。

**1番**

貸出人	森	〇〇	〇〇
借受人	森	〇〇	〇〇
届出地	森	田	
解約事由	双方合意		
権利の種類等	農地法3条 賃借権設定		

**2番**

貸出人	森	〇〇	〇〇
借受人	松山市	〇〇	〇〇
届出地	森	田	外1筆
解約事由	双方合意		
権利の種類等	農地法3条 賃借権設定		

以上です。

議長

報告第82号についてご質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

報告事項ですので、続きまして6ページをお開きください。

## ■報告第83号 農地の使用貸借解約通知について

議長

報告第83号「農地の使用貸借解約通知書」を受理したので、次のとおり報告いたします。

事務局の説明をお願いします。

事務局

### 1番

貸出人	松山市	〇〇	〇〇
借受人	上野	〇〇	〇〇
届出地	上野	田	外1筆
解約事由	双方合意		
権利の種類等	基盤法	使用貸借権設定	

### 2番

貸出人	松前町	〇〇	〇〇
借受人	上野	〇〇	〇〇
届出地	上三谷	田	外6筆
解約事由	双方合意		
権利の種類等	基盤法	使用貸借権設定	

以上です。

議長

報告第83号についてご質疑ございませんか。

(質疑なし)

議長

続きましてその他事項に進みたいと思います。

## ■その他

- ・農業委委員会規則等の一部改正について

- ・役員研修会の開催について
- ・義援金のお礼について
- ・視察研修について

事務局より説明あり

議長

□ 次回の開催日程について

定例総会 令和2年1月30日(木曜日) 午後1時30分伊予市農業振興センターを開催予定としております。

以上で、第30回伊予市農業委員会総会を閉会致します。お疲れ様でした。

事務局

会長には適切な議事進行をありがとうございました。

また、委員の皆様におかれましては慎重なご審議をありがとうございました。

以上をもちまして、第30回12月の伊予市農業委員会総会を終了致します。

一同ご起立をお願いいたします。

<一同、礼>

(午後3時05分 閉会)